

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
接続政策委員会（第58回）議事概要

日時 令和3年8月25日（水）15：30～16：30

場所 オンライン会議による開催

参加者 接続政策委員会 相田主査、佐藤主査代理、関口専門委員、高橋専門委員、西村（暢）
専門委員、西村（真）専門委員、森川委員、山下専門委員
事務局 北林電気通信事業部長、木村事業政策課長、
（総務省） 川野料金サービス課長、田中料金サービス課課長補佐、
永井料金サービス課課長補佐、河合料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- (1) IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申（案）に対する意見及びその考え方（案）について
- 事務局から最終答申（案）に対する意見及びその考え方（案）について説明を行い、意見交換を行った。本会合において示された考え方（案）及び最終答申（案）のとおり電気通信事業政策部会へ報告することとなった。

【発言】

○佐藤主査代理

NTT東日本・西日本を含む各社からの意見は、全体的に、これまでの議論の中でのヒアリングで述べられたことと同じ内容なので、改めて議論して最終答申（案）の内容を変える必要はないと思っています。

コメントですが、1点目は、意見1に関連して、「非対称的規制」と「ドミナント規制」という言葉を整理しておきたいと思います。固定網では、元々ネットワーク外部性や加入者回線のボトルネック性に起因する交渉上の優位性等があるということで、ドミナント規制が必要という整理になったと思っています。移動体においても同様に、ボトルネック性はないものの、電波の希少性があり、そのために事業者数が限定され、寡占的な状況がつけられており、MNOのMVNOに対する交渉上の優位性があるため、ドミナント規制が必要になっています。このような観点から、我々は、接続に関しては、交渉では合理的で適正な料金が設定することが難しいということで、接続に関する様々な規制を設けてきました。

固定網ではボトルネック性を有する事業者が1者であるのに対して、移動体ではある程度のシェアを超えた事業者が複数あり、ドミナンスが異なるため、固定網においてはより厳しい第一種指定電気通信設備制度が設けられているということです。NTT東日本・西日本の言う非対称規制とは、移動体では交渉上の優位性を有している事業者が3者、あるいは今後4者になるかもしれませんが、固定網では加入者回線のボトルネック性からNTT東日本・西日本のみしか優位性は有しておらず、NTT東日本・西日本と他の固定事業者が非対称的な扱いになっているということかと思っています。つまり、非対称規制をなくすか否かということではなく、ボトルネック性や交渉優位性に依存した規制なので、優越的地位が残る限り、そのことに関する規制が必要であると認識しています。

また、固定網、移動体のいずれにおいても優越的地位を有する事業者が存在するため、接続に関しては、基本的にはコストに基づいた接続料を設定すべきであり、特に、固定網ではボトルネック性が強いため、基づくべきコストはLRICを適用して算出しているということだと思います。NTT東日本・西日本からの意見1は、LRICではコストを回収できないという意見にも読めますが、LRICは接続に必要な増分費用から接続料を設定するものであるため、基本的にコストは回収できることになっていると理解しています。ただし、

利用可能な最新の技術により効率的にネットワークを構成するとして非効率性を排除するため、実際費用との乖離が生まれてくるかもしれません。それでも、欧州ではpure LRICを導入しており、NTT東日本・西日本の接続料は欧州よりも相当高くなっているところ、日本のLRICがコストを大幅に回収できないという問題を有しているという認識はありません。

ところで、固定網では、NTT東日本・西日本と接続事業者との接続に際しては、協議により接続事業者側の接続料を決めていると思いますが、当該接続料についても、基本的にはコストベースであるべきであり、接続事業者であるKDDIやソフトバンク等には、しっかりと接続料の協議を進めていただきたいと思っています。

さらに、NTT東日本・西日本としては、今後ビル&キープを議論していきたいということかと思っています。固定網では、まずは事業者間協議でしっかりと詰めていただき、問題点などを整理した上で、必要な時期に議論を提起いただければ、その適正性について議論できると思います。

○関口専門委員

意見25では、本委員会での私の発言について質問をいただきました。

私の発言の意図したところは考え方25に記載のとおりであり、第9次IP-LRICモデルでの費用算定の意義について申し上げたものです。

ユニバーサルサービス政策委員会での提言を踏まえると、今後、通常の公衆電話については、現状の約4分の1まで設置台数を減らしていき、また、現状の全体の補填費用を上回らない範囲で、災害時用公衆電話への補填を行っていくこととなります。

非常時においては、申し上げるまでもなく公衆電話の重要性が高いのですが、平時においては公衆電話がほとんど見向きもされない状態になってしまっており、利用実態等に関するヒアリングでも、携帯電話の電源が切れたために仕方なく利用したといったような利用実績しかなくなってきているということで、通常の公衆電話は維持費がかかるところ、今後は、NTT東日本・西日本と同じ方向性で、平時はモジュラージャックまでの電話回線を維持しつつ受話器はしまっておき、非常時にこれを無料開放するという災害時用公衆電話の比率を高めていく政策を採用しようとしています。

この災害時用公衆電話は、そもそも平時の利用を想定しておらず、また非常時は無料開放するので、売上はありません。今後、災害時用公衆電話が増えていく中で、課金収納機能はそれほど重要視されなくなるだろうということも踏まえ、第9次IP-LRICモデルでの費用算定の意義について申し上げたつもりでしたので、一言補足させていただきました。

○相田主査

最終答申(案)の本文の記述については、表現の修正は不要と考えてよろしいでしょうか。

○関口専門委員

十分な説明となっており、案のとおりで問題ないと考えています。

○相田主査

私も、佐藤主査代理からの御指摘のとおり、これまでの議論の中での意見と同様の意見が提出されたと受け止めており、最終答申(案)について、修正を要する箇所は特段ないと思います。

それでは、この最終答申(案)に対する意見に対する考え方(案)を当委員会の考え方とし、最終答申(案)とともに、9月1日(水)に開催予定の電気通信事業政策部会に報告することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○相田主査　それでは、そのように取り運ぶこととさせていただきます。

以上